

国立大学法人滋賀医科大学における研究活動不正防止計画

平成 27 年 3 月 5 日策定
平成 28 年 3 月 28 日改訂
平成 29 年 3 月 22 日改訂
平成 30 年 3 月 27 日改訂
平成 31 年 3 月 18 日改訂
研究行動規範委員会決定
令和 8 年 6 月 2 日改訂
研究公正委員会決定

研究活動における捏造、改ざん、盗用等の不正行為は、不正が発生した研究機関の社会的信頼を損なうばかりでなく、科学の発展を妨げ、冒瀆するものであって許される行為ではありません。

文部科学省は、「研究活動の不正行為への対応ガイドラインについて」（平成 18 年 8 月 8 日）を公表しておりましたが、新たに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日）を定めて、研究者及び研究機関に対して、研究活動の公正性の確保をより一層強く求めています。

また、内閣府（総合科学技術・イノベーション会議）は、「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」（平成 26 年 9 月 19 日）を制定、国立大学協会等は「科学研究の健全性向上のための共同声明」（平成 26 年 12 月 11 日）を発表しています。

本学においては、「滋賀医科大学における研究者および研究支援者の行動規範」（平成 25 年 6 月 27 日）を定め、本学の研究者及び研究支援者が遵守すべき学術研究の行動規範を公表しています。

これらを踏まえ、本学における研究不正を防止するために研究公正委員会を中心として、以下のとおり取組を推進します。

1. 取組の周知

「国立大学法人滋賀医科大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成 27 年 3 月 26 日制定）（以下「研究活動不正行為対応規程」という。）に基づき、大学が研究機関としての責任を持って研究活動における不正行為防止等に向けた取組を推進し、不正防止体制の整備状況を学内外のホームページにおいて公開し周知を図る。

2. 責任と権限等の明確化

本学における研究活動を適正に運営及び管理するために研究倫理最高責任者（学長）、研究倫理統括責任者（学長が指名する理事又は副学長）、研究倫理教育責任者（各所属の長）を置く。

それぞれの責任、権限及び役割は、研究活動不正行為対応規程に定める。

3. 具体的取組み

- (1) 所属する全ての研究者及び研究支援者に対して、文部科学省が指定した研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 -」のeラーニングコース [eL CoRE]) の履修を義務化する。

また、前所属研究機関等で既に研究倫理教育を履修している場合は、受講証明書による代替を認める。

(対象者)

- 1) 役員及び大学教員
- 2) 上記1) 以外の者で、以下のいずれかの要件に該当する職員及びその他の者
 - a) 本学において広く研究活動に関わる者
 - b) 競争的資金等に応募する者
 - c) 競争的資金等の配分を受ける者

(一度受講した後の有効期限)

原則1回、研究プログラム、研究倫理教育等の内容を見直した際や昇任や配置換及び意識の浸透の度合いなど特定の機会に改めて受講。

- (2) 定期的に研修会等を開催し、研究者倫理の向上のため研究倫理教育を実施開催する。
- (3) 「研究活動における不正行為の防止」に関するリーフレットを、研究者へ配布する。
- (4) 実験・観察ノート、実験データ等の研究資料を10年間保存させる。
- (5) 臨床研究・治験を行う研究者を対象とした利益相反マネジメントの充実を図る。
- (6) 学部生、大学院生に対する研究倫理教育の充実を図る。
- (7) 研究不正防止への啓発活動として、定期的に全学メールで研究不正の事例紹介を送信し周知を図る。

以上